

令和2年第11回取手市教育委員会定例会会議録（公開用）

1. 招集年月日 令和2年12月22日（火曜日）午前9時30分
2. 招集場所 藤代庁舎 301会議室
3. 出席委員  
教育長 伊藤 哲  
教育委員（教育長職務代理者） 小谷野守男  
教育委員 櫻井 由子  
教育委員 猪瀬 哲哉  
教育委員 石隈 利紀
4. 欠席委員 なし
5. 委員以外の出席者  
教育部長 田中 英樹  
教育参事 森田 哲夫  
教育次長兼教育総務課長 大手 勉志  
学務給食課長 三浦 雄司  
指導課長 大越 茂  
指導課長（教育総合支援センター担当） 松戸 孝泰  
スポーツ生涯学習課長 長塚 逸人  
スポーツ生涯学習課長（スポーツ振興担当） 豊島 寿  
公民館課長 大野 篤彦  
図書館課長 飯塚 稔  
文化芸術課長 飯山貴与子  
指導課教育総合支援センター副参事 篠田 清孝
6. 書 記  
教育総務課 課長補佐 蛸原 康友  
教育総務課 総務法規係 主査 谷口 京子  
教育総務課 総務法規係 主事 中村 翔
7. 議 事  
請願第1号 学校給食費の値上げをしないことを求める請願  
議案第67号 取手市児童生徒の就学に関する規則の一部を改正する規則  
について  
議案第68号 取手市教育委員会後援取扱要綱の一部を改正する要綱につ  
いて  
議案第69号 取手市放課後子どもクラブ運営業務に係る公募型プロポー  
ザル審査委員会設置要綱について  
議案第70号 取手市立図書館雑誌スポンサー制度実施要領について

- 議案第71号 (仮称) 取手市立博物館建設審議会条例施行規則を廃止する規則について
- 協議2 取手市教育振興基本計画(案)について
- 報告第33号 令和2年第4回取手市議会定例会に上程する教育に関する事務について定める議案についての専決処分の承認について(令和2年度取手市一般会計補正予算(第7号)所管事項の同意について)
- 報告36 いじめ防止策の取組み状況に関する報告について
- 報告第34号 教職員の退職の内申について (非公開)

## 8. その他

- (1) 令和2年第4回取手市議会定例会一般質問及び議決結果報告について
- (2) 1月の行事予定及び教育委員会定例会の日程について

## 9. 会議の概要

午前9時31分開会

### ○教育長

ただいまの出席者は5名で定足数に達しております。令和2年第11回取手市教育委員会定例会は、成立しました。

これより開会し、直ちに本日の会議を開きます。

配布物の確認を事務局からお願いします。

[谷口主査が配付物について説明]

### ○教育長

配布物はよろしいでしょうか。

それでは、まず教育長報告をさせていただきます。3点になります。

まず1点目は、新型コロナウイルス感染症への対応についてということで、11月以降、茨城県内においては県南部を中心に新型コロナウイルス感染症の陽性者数が急増しまして、11月28日から12月13日までの間、取手市を含む感染拡大市町、計9市町の住民に対しまして、不要不急の外出自粛が県から要請されました。この要請を受けまして、市と教育委員会では公共施設の閉館等の必要性を検討いたしましたが、一律に閉館することはせず、利用者に対して十分な注意喚起を行いながら開館を継続したところでございます。なお、取手市に対する外出自粛要請につきましては、12月13日の日曜日をもちまして解除されたところでございます。

この外出自粛要請が出される前の11月21日の土曜日、24日の火曜日におきまして、小学校の放課後子どもクラブのスタッフの方が新型コロナウイルスに感染していることが確認されました。これを受けまして、竜ヶ崎保健所からの指導・助言のもとに11月24日から12月5日まで当該クラブを臨時閉所としました。なお、当該クラブについては、同じく竜ヶ崎保健所の指導のもとに、12月7日から通常どおり開所しているところでございます。

さらに12月20日の日曜日でございますけれども、市内の公立小学校の児童1名が新型コロナウイルスに感染していることが判明しました。これを受けまして感染拡大防止のため、本日12月22日に校内の消毒を行い、当該校とその放課後子どもクラブを12月21日から23日まで臨時休業としているところでございます。それが1点目

でございます。

2点目、取手市民美術展の開催についてでございます。こちらについては10月30日から12月7日まで、取手アートギャラリーで、第51回取手市民美術展を開催したところでございます。3部構成になっておりまして、第1部が1,095人、第2部が986人、第3部が小中学校の作品の部でございますけれども3,111人の御参加をいただいたということで、合計5,192人の方においでいただきました。なお、年明けの1月9日から1月20日まで、同じく取手アートギャラリーにおきまして、取手美術作家展を開催する予定でございます。

最後3点目でございます。令和3年取手市成人式についてでございます。今年度、取手市では新成人の方が919人になります。新たな門出を迎える新成人の皆様をお祝いするため、成人式を開催することとしております。成人式式典の運営につきましては、成人としての自覚を持っていただき、思い出に残る式典となるよう、新成人で組織する成人式実行委員会に協力いただいております。なお、令和3年取手市成人式では新型コロナウイルス感染症対策として、消毒等を行うほか、参加者の距離を保つために2部構成として式典の短縮等を図ります。県内におきましては、新聞報道等で、県北地域の日立市、常陸太田市、高萩市、今日の報道では北茨城市でも中止の発表がなされたところでございます。取手市においても、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況によっては、急遽、開催内容の変更や開催を中止する場合も考えているところでございます。以上が私からの報告でございます。

これより本日の議事に入ります。

本来であれば、議案の審議を先にするところでございますけれども、本日は請願が出ております。請願を出していただいているところで、発言の希望を出されていますところから、請願から先に審議をしたいと思っております。

それでは、請願第1号、学校給食費の値上げをしないことを求める請願を議題といたします。

本件についての事務局からの説明を求めます。大手教育次長兼教育総務課長お願いします。

#### ○教育次長兼教育総務課長

教育総務課の大手でございます。それでは、本件についての説明を申し上げます。

令和2年12月14日付けで、請願者2名の方から、学校給食費の値上げをしないことを求める請願が提出され、受理しました。本請願について、教育委員会請願処理規則第3条第1項の規定により、請願処理表を添付して委員会に報告し、同規則第4条の規定により採決を求めるものです。

かがみのほうをめぐってください。請願処理表がございます。主な請願趣旨は、学校給食は学校教育の一環であり、食育としても重要である。取手市においては、給食費の公費助成がなく、負担軽減の必要性がますます高まっているため、保護者に負担を強いる給食費値上げはすべきではないとの趣旨です。請願事項は「学校給食費の値上げをしないこと」となっております。

なお、学校等給食費の月額につきましては、教育委員会が制定した取手市立学校等給食費徴収規則の別表に規定されております。ただし、同規則の第4条で「市長は、学校等給食費の月額を変更するときは、取手市立学校等給食運営協議会に諮り決定するものとする。」と規定されており、学校等給食費の月額の変更については、市長が決定するものであることを申し添えます。説明は以上になります。

#### ○教育長

以上で事務局からの説明は終わりました。

なお、本請願につきましては、提出者の平澤秀子様から、教育委員会の会議において請願趣旨を説明し、事情を述べたい旨の申し出がありました。

委員の皆様にお諮りいたします。教育委員会請願処理規則第5条及び教育委員会会議規則第10条の規定に基づき、請願提出者の平澤秀様に会議への出席を求め、請願の趣旨説明を受けることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○教育長

御異議なしと認めます。よって、請願提出者の平澤秀様に会議への出席を求め、請願の趣旨説明を受けることに決しました。

それでは、請願提出者の平澤秀子様、事務局席横の発言者席にお座りください。

〔請願提出者 平澤秀子さんが発言者席に着席〕

#### ○教育長

それでは、請願提出者に申し上げます。取手市教育委員会会議規則第10条の規定に基づき、提出した請願に関して5分以内で事情を述べることを許可いたします。なお、請願に関係のない発言及び委員・事務局への質疑等はできませんので、御注意をお願いいたします。

発言を許します。請願者、平澤秀子様、よろしくをお願いいたします。

#### ○請願提出者

学校給食費の値上げをしないことを求める請願趣旨説明。私は、新日本婦人の会の平澤秀子と申します。孫が2人、市内の小学校でお世話になっております。取手市が学校給食費を来年度から月200円値上げするという案を知り、会を代表して、学校給食費の値上げをしないことを求める請願の趣旨説明をいたします。

学校給食は、学校教育の一環であり、食育としても重要であると位置づけられています。茨城県は、全国に先駆けて、地元のお米や野菜を取り入れる地産地消の実現など、努力をされてきました。取手市は、他市と比べても給食の充実した市だと思えます。特に、旧取手市内の自校方式による学校給食は児童生徒に大変好評で、学校生活の中で楽しみの1つになっています。

今回の取手市の値上げの理由は、物価上昇により、安全でおいしい給食の提供に影響を及ぼしていることから、給食費を月額200円値上げするというものです。食材費を保護者負担にしている限り、負担を抑えれば質が保てない。質を保とうとすると、負担がふえるということになります。そこで、多くの自治体が公費助成をして、保護者負担を軽減しているのです。全国各地で、給食の無償化や一部公費負担などの軽減措置を実施している自治体がふえてきています。

茨城県内での公費助成について、今年2月の茨城新聞で詳しく報道されています。子育て支援、少子化対策の一環として、県内34市町村で保護者負担の軽減が広がっているという記事です。それによりますと、大子町、城里町は給食無償化を実施、子どもの多い家庭や1人親家庭などに対する一部補助が16市町、食材の購入費の公費負担は16市町村に上ります。隣の守谷市は、食材費の購入費用に5,360万円の公費助成を行っています。担当者は、食材費や人件費が値上がりしているが、保護者負担の金額が上がらないように抑えているとコメントしています。

しかし、取手市において、公費助成はありません。今回値上げされれば、旧取手市内の小学生は4,570円、中学生は5,080円、藤代地域は小学生4,440円、中学生4,950円になり、保護者の負担は大きくなります。茨城県内では最も負担の大きい市の1つ

になるでしょう。知り合いの子どもが3人いる家庭の保護者は、1カ月600円、年間7,200円も上がるのと驚いていました。ちなみに、茨城県の給食費の月額負担は3,769円だそうです。全国平均から見ると600円も低く、これは各自治体の公費助成が進んでいる結果だと言われています。このように、他の市町村が公費助成を進めているのに、今回の値上げ案は、取手市の「住んでみようかな、子育て世帯にやさしいまち。」のスローガンに逆行する政策ではないでしょうか。まして、このコロナ禍の中、経済も家計も大きな打撃を受け、給食費負担軽減の必要性がますます高まっています。日立市や神栖市などは、コロナ対策として、期間限定ですが、無償化を実施しました。そんな中での今回の値上げ案、私たちは大変驚きました。物価上昇が理由であるなら、ぜひ公費助成をして、給食費値上げをしないでいただきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

#### ○教育長

以上で請願提出者の発言が終わりました。

委員から、請願提出者に対して確認したい点がございましたらお願いをいたします。よろしいですかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○教育長

非常に他市町村の状況も詳しく説明していただきまして、ありがとうございます。それでは平澤様、退席されて結構でございます。

〔請願提出者 平澤秀子さんが退席〕

#### ○教育長

それでは次に、事務局に対する質疑又は請願に対する御意見がございましたら、委員のほうからお願いをいたします。

事務局で、給食等運営協議会の答申の件で説明しています。特によろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○教育長

それでは質疑、御意見なしと認めます。これにて質疑、御意見を終結いたします。

委員の皆様にお諮りいたします。これより請願第1号の採決に入りますが、この採決は、賛否を明確にするため挙手により行いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○教育長

御異議なしと認めます。よって、請願第1号は挙手により採決をいたします。

これより請願第1号を採決いたします。請願第1号を採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

#### ○教育長

挙手少数です。よって、請願第1号は不採択と決しました。

なお、先ほど事務局から説明があったとおり、学校等給食費の月額については、教育委員会規則に定められておりますけれども、月額の変更については、市長が最終的な決定権者となっていることから、請願法第4条の趣旨を踏まえて、本請願の写しを市長に送付することといたします。

それでは、続いて議案第67号、取手市児童生徒の就学に関する規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

本件についての説明を三浦学務給食課長お願いいたします。

## ○学務給食課長

それでは、議案第 67 号、取手市児童生徒の就学に関する規則の一部を改正する規則について、御説明させていただきます。

こちらの提案理由でございますが、こちらにつきましては、小規模特認校として取手市立山王小学校を指定するに当たり、小規模特認校へ就学するための指定学校の変更に係る手続を整備するため、本規則の一部を改正するものです。現在、市の就学に関する規則では、学齢簿に記載された現住所を通学区域として、学校を指定しております。指定された学校ではなく、何らかの事由により指定学校を変更して通学している児童生徒もおりますが、その児童生徒については、こちらの規則の第 6 条、指定学校の変更で許可をしております。そのため、今回の小規模特認校につきましても、就学に関する規則の一部を改正する形で整備したいと考えております。

改正内容につきましては、1 ページでございますとおり、新たに第 6 条の 2、小規模特認校への指定学校の変更をつけ加えまして、小規模特認校への指定学校の変更ができることを初め、特認校は山王小学校であること、就学時期が 4 月 1 日であること、希望する保護者は小規模特認校用の申請書を提出することなどを定めております。それとあわせまして、3 ページに小規模特認校用の申請用紙もございますとおり、新たな様式を作成しております。付則としまして、4 ページになりまして、こちら令和 3 年 4 月 1 日から施行すること、この規則の施行前でも小規模特認校への就学に関する指定学校の変更申請の受け付けや変更の許可などの準備行為ができることを定めております。

こちら、小規模特認校について、山王小学校の特色のある活動、そういったものにつきまして、規則の改正とは別に篠田副参事から御説明をさせていただきます。

## ○教育長

篠田副参事、小規模特認校の特色等について説明をお願いします。

## ○教育総合支援センター副参事

教育総合支援センターの篠田と申します。よろしくお願ひいたします。

お手元の、令和 3 年度取手市立山王小学校の小規模特認校への移行についてという資料、プレゼンテーション資料になりますけれども、こちらのポイントだけ御説明させていただきます。表紙下段になります、本日のご説明内容ということで、4 つの観点で御説明させていただきます。

1 ページめくっていただきまして、小規模特認校についてというところになります。下段になります。小規模特認校についての御説明ですけれども、市内の児童生徒の皆さんは、就学する学校が指定されておりますが、事前に保護者の意見を踏まえて、市町村教育委員会が就学校を指定する場合を学校選択制ということで、事前に保護者の意見を踏まえ、就学先を選ぶということが学校教育法施行規則で定められてございます。その中で便宜的に、こちらの資料にありますような整理がなされておりました、自由選択制とか、下のほうの特定地域選択制とかありますけれども、自由選択制だと、当該市町村内の全ての学校のうち、希望する学校に就学を認めるものと整理がなされておりますが、この中で今回、山王小学校では特認校制、下から 2 つ目になりますけれども、特認校制というものに便宜的な整理がなされてますけれども、そちらに移行することになります。従来の通学区域は残したままで、特定の学校について、通学区域に関係なく、当該市町村内のどこからでも就学を認めるものという整理になっております。こちらにつきまして、次のスライドになります。小規模特認校ということで、

先ほどの特定の学校というところなんですけれども、小規模特認校ということで、小規模校ならではのきめ細やかな教育、特色ある教育を行っている学校で学びたい、子どもを学ばせたいとお考えの御家庭に、一定条件のもと、市内全域から転入学を認めるものとなります。

具体的なイメージを持っていただくために、下段の資料のほうで、水戸市様の例を挙げさせていただきました。水戸市様のほうにも電話でお話を伺ったところなんですけれども、市民の皆様にはしっかりと小規模のよさを選択肢として御用意すると。その上で、各学校の特色を生かした取組みをするということで、市内に4つの小規模特認校がございますけれども、その中で小規模のよさをしっかりお伝えした上で、各学校、例えば理科、環境教育、それから下大野小学校でしたらICTを活用した教育、大場小学校ですと学校体育・健康教育というような各学校の特色を前面に出した取組みをなされています。

この中で、山王小学校ですけれども、こちらも小規模校ならではの特色、なかなか大規模のところではなじめなかったりとか、お子さん本来の力を発揮できないというような、それぞれのお子さんの特性あると思いますけれども、そういった中で小規模ならではの、お子様を学ばせたいという御家庭に対して、山王小学校がまさにそういった取組みをこれまで行ってきております。資料2-1の個に応じた教育の充実ということで、一人一人の児童をありのままに受入れ、自分を信頼し、仲間を信頼できる児童を育てるということで、こちら先日、小学校6年生の児童が保護者の皆様に、6年間の総括ということで山王太鼓を披露した。すごく感動的な演奏だったんですけれども、こちらの写真にありますように6年生に混じって、低学年、中学年の子も入っていますけれども、すごくいい表情で、みんな写真に入っているかなと思います。右上には、サツマイモを収穫しているお子さんの写真がありますけれども、山王小学校の校庭でサツマイモを栽培してまして、毎年収穫している様子を載せさせていただいています。

これまで山王小学校で取組まれていた特色ある活動ということで、地域とのつながり、体験活動を重視した取組みということで、2-2のスライドに上げさせていただきました。地域の方との締め縄づくり、それから地元のお煎餅屋さんへの訪問、それから先ほどの山王太鼓、地元の方に指導いただきながら取り組んでいる様子です。このような、これまで山王小学校で取組んでいた小規模ならではの教育、それから、このような地域とつながったり、体験活動を重視するという特色を踏まえた上で、さらに新たなプログラムに挑戦していくということ、次のスライドからまとめさせていただきます。

テーマといたしましては「創造すること、表現すること」です。小学校6年間を通して、子どもたちの創造する力、表現する力を育ててまいります。そのプログラムとして、大きく2つの柱を挙げております。1つが「国際教育の充実」。2つ目が「アーティストとの教育プログラムの創出」でございます。まず、最初の国際教育の充実です。スライドの13ページをご覧ください。山王小学校が取り組む国際教育の枠組みということで、全国学習指導要領で3、4年生、5、6年生、それぞれ35時間、70時間ということで、年間の英語教育の授業時数が定められておりますけれども、取手市につきましては、それにプラスする形で令和元年度から1、2年生に対して10時間の英語の授業を行っております。今回、山王小学校では、それにさらにプラスする形で、右側でございます山王小学校独自の取組みということで、プラスアルファの時数を展開してまいります。下段の14ページになります。こちらは1、2年生の英語

活動の様子を写真，イメージで載せさせていただきました。

次のページ，特色ある取組みの1つとして「English Camp」というものを，令和2年度から試行的に取組みを始めます。市内のALT10名に集まっていただき，1日全て英語で行うというような活動を考えております。ALT1名と，児童がチームになりまして，複数のチームでいろいろなミッションをこなしていくというようなプログラムになります。特色としましては，ALTを中心とするチームなんですけれども，1年生から6年生までの縦割りという形で行います。業者の方にもお話を伺ったところ，なかなか縦割りでやるというのは珍しいということで，業者にとっても新たな取組みになるということは聞いております。ミッションとしては，例えば福笑い，日本伝統文化であります福笑いをALTの先生と児童でやってみる。その福笑いを児童が英語で説明してみる。そういった高学年から低学年まで混じった形で1日英語漬けという形のイベントを考えております。

続きまして17ページ，ちょっとページが飛んでしまって申し訳ないですけど，17ページのほうで山王小学校が取り組む国際教育のプログラムということで，カリキュラムイメージ，ちょっとこちらまだイメージですけども，載せさせていただいております。縦軸が1年生から6年生まで，横軸が4月から3月までの1年間のカリキュラムが記載されております。こちらの吹き出しのところが，文字で書いてある，例えば1年生の5月「あいさつをしてみよう！」とか，1年生の7月「一緒に作品を作ってみよう」，こういったところが山王小学校の先ほどプラスアルファと申し上げたような英語の国際教育の時数になります。特色としましては，例えば図工の時間，こちら英語で行ってみるとか，音楽の時間を英語で行ってみるとかというような，そんな工夫をしながらカリキュラムをつくっていくことになります。先ほど申し上げた「English Camp」，こちら1年のどこでやるかというところが，まだ仮にはなりませんけれども，このスライドでは1月に「English Camp」というのを設定させていただいております。

2本目の柱として「アーティストとの教育プログラムの創出」ということで，18ページから御説明させていただきます。19ページ目になります。具体的なプログラムとして，今，取手アートプロジェクトさんと検討を進めさせていただいているんですけども，具体的なプログラムとして「となりのスタジオ」，それから「大地からはじまること」というプログラムを考えております。「となりのスタジオ」につきましては，試行的な取組みとして今年度から実施する予定でございます。「大地からはじまること」につきましては，今，詳細プログラムを検討中でございます。

「となりのスタジオ」ですけども，こちらは，コンセプトは「アーティスト・イン・レジデンス」ということで，近隣の自治体さんがやっつけらっしゃって，全国的にも有名になっておりますけれども，アーティストが廃校になった学校に滞在されて，創作活動をするというようなコンセプトを，短期にはなりますけれども，山王小学校で行ってみると。今回，海外籍のアーティストさんを招聘することを考えておまして，そのアーティストが山王小学校に，仮でスタジオを開設するというコンセプトになります。英語しかしゃべれないアーティストさん，ふだんなじみのない方が学校でスタジオを開設するんですけども，子どもたちはそこにふらっと寄って行って，ふだん勉強した英語を一生懸命使いながらコミュニケーションを図ってみると，そういったプログラムになります。現在，想定しているアーティストさんがインスタレーション，空間芸術なんですけれども，そういったことと環境問題にすごく関心の高い方ですので，英語だけではなく，子どもたちが自然とか地



球，そういったものを意識できるようなプログラムを展開していただく予定です。

続きまして「大地からはじまること」，こちらはまだ検討中ではございますけれども，1年を通した活動を展開できるように考えております。こちらも1年生から6年生までの縦割り班で，1年間をかけて活動するというものになります。具体的には，子どもたちに土器をつくってもらう予定です。校庭に行って土を探してきて，土を掘って，それで土器を形づくって，その土器を焼いてみるというような，そんなことを考えております。できた土器を，先ほどちょっと見ていただいたようなサツマイモ，校庭で栽培しているサツマイモを収穫して，自分たちで土器を使って処理をする，そんな一連のプログラムを小さい子から小学校6年生まで混じって，1年間かけて取り組むというようなプログラムを考えております。

こういったプログラムが教育上どういう効果が出てくるかというところを，イメージ図としてその下段に書かせていただきました。まずは一番下，しっかりとベースになるのが，小規模校ならではのきめ細やかな学校教育というのがあった上で，その上に各教科があるかと思っています。さらに，総合の時間，生活の時間，学校行事の時間等がありますけれども，その中に先ほどの国際教育の充実，それからアーティストとの教育プログラムの創出といったものを展開していく予定です。例えば，先ほどの「大地からはじまること」ですと，小学校6年生の理科ですと，地層とかそういったこととか，あとは社会で縄文時代の生活の様子とか，そういったことを習っていきますけれども，そういった教科と，先ほどの総合の時間というのがしっかりと循環していくような，そんな取組みになるかと思っています。そういった教科と総合の循環だけではなくて，先ほどの「大地からはじまること」ですと，ふだん全く意識してなかった土が土器として生活の道具になってきて，それがどう生活と絡んでいくかというような見方が，生活に対する見方が変わるということで，発想の転換ですとか，そういう創造性につながっていくことになるというふうに考えております。そういったよい循環ができていくようなプログラムを山王小学校で，試行的にはなりますけれども展開していく予定でございます。

次のページで「コミュニティ・スクールを目指して」ということで書かせていただいております。先ほどのプログラムですけれども，学校がとか，教育委員会がということではなくて，地域，それから学校，教育委員会，あと専門家の皆さんが一体となって，新しいものをつくっていくことになります。手探りからの出発になりますけれども，そういったものをみんなで作っていく，地域が活性化していく，そういったところを目指しております。いきなりコミュニティ・スクールというところには行けないと思いますけれども，まずは，そうやってしっかりいろいろな方々が集まって，市，学校をどうしていくか，地域をどうしていくかという協議をしながら，取手ならではのプログラム，そういったものを形づくっていく予定でございます。

最後に，今後の予定でございます。令和3年度から，山王小学校に転入学していただく児童の方を募集いたします。令和2年12月23日，水曜日，明日からになりますけれども，令和3年2月15日，月曜日までを募集期間としております。募集に当たりまして，下にありますように学校説明会，それからオープンデーを開催する予定でございます。学校説明会は，年が明けまして令和3年1月15日，金曜日に学校説明会を行います。あと実際，子どもたちが生き生きと授業を受けてもらっているような様子を見ていただくために2月6日，土曜日，オープンデーですね，こちらは先ほどの「English Camp」と，あと「となりのスタジオ」も開設して，そちら

も見ていただくように考えております。あとは2月26日、平日にはなりませんけれども、こちら「となりのスタジオ」の第2回ということで開催する予定でございます。

ちょっとポイントを絞っての御説明になりましたけれども、以上になります。よろしくお願いたします。

### ○学務給食課長

そうしましたら、私のほうからは、最後に募集案内の件について御説明させていただきます。A4サイズのカラー刷りのものなんですけど、こちら議案の最後に14、15とついておりますが、最終的なものはこちらに変更になっておりますので、こちらの裏面に募集案内「山王小学校で学びませんか?」、こちらについて御説明をさせていただきます。簡単に、就学の条件につきましては、こちら4つの条件を全て満たす必要があります。市内に居住していること。山王小学校の教育活動及びPTA活動に賛同し、協力すること。通学は保護者の送迎又は公共交通機関で行うこと。1年以上の間在籍することになっております。

募集人数につきましては、各学年とも10名程度を上限としております。それで、応募者が多い場合には、現在、山王小学校通学区域に居住していて、ほかの小学校に在籍しているお子さんを優先させていただきます。

説明会につきましては、先ほど篠田のほうから話がありましたとおり、1月15日、山王小学校において、山王小学校の特色ある教育活動に関心がある方、入学を検討している保護者の方を対象に実施します。それで、就学の希望の申請は、明日から令和3年2月15日までとなっております。

それで現在、こちらのチラシのほうなんですけども、市内の小学1年生から5年生に対しまして、昨日、ほとんどの学校で配布しております。そのほか、公民館、図書館、子育て支援センターなど公共の施設においても配布してございまして、広報紙と同じように、どなたでも手に取れるようになっております。また、ホームページのほうでも掲載はしております。あと、年明けには、駅や商業施設など、こちらにも募集案内を設置しまして、市内の保育所、幼稚園に通う年長児にも案内を配布し、令和3年1月15日号の広報にも掲載して、周知を図ってまいりたいと考えております。長くなりましたが、以上で説明を終わりにします。

### ○教育長

それでは、以上で事務局案の説明は終わりました。

本件に対して質疑、御意見ございましたらお願いをいたします。

### ○猪瀬委員

御説明ありがとうございます。すみません、2点ほど確認というかお聞きしたいんですけれども、議案第67号、3ページの指定学校変更の申請書では、就学の条件で項目が3つなんですけれども、このカラー刷りのほうですと、就学の条件について、いずれの条件も満たす必要は4つの項目になっていまして、こちら同じような形になるのかということと、この裏面の「山王小学校で学びませんか?」、こちらの就学の条件の「山王小学校の教育活動及びPTA活動に賛同し、協力すること。」となっているんですけれども、このPTA活動に賛同、協力というのは、具体的にどのようなことかをお聞きしたいんですけれども。

### ○学務給食課長

まず、1つ目の御質問のほうなんですけども、申請用紙と募集案内の就学の条件の件なんですけども、こちら募集案内のほうは、市内に在住していることと明記されて

いますけども、指定校の変更ということ自体が、申し訳ございません、そもそも市内での移動ということ的前提につくってあるものですから、こちらの申請用紙のほうでは、そちらの部分が省略されているということで御理解をいただければと思っております。

それで、2つ目の点なんですけど、PTA活動に賛同することということですので、こちらに関しては、山王小独自の取組みというものを今回取り入れて実施していくこととなります。そういったことを十分御理解した上で、就学の検討をしていただければなと思っております。特に、取手市内でも新たな取組みとなりますので、そういったものを学校、地域の方、山王小学校、地域の方と一緒に協力しながら、この地域の方の活動に賛同してやっていただかないと、この取組みもなかなかうまくいかないかなと思っておりますので、そういったことを踏まえて、こういった内容が記載されております。

#### ○猪瀬委員

ありがとうございます。ちょっと御質問させていただきます。2点目のほうでPTAというのが任意団体とか、今現在、いろいろお話が出ているということで、私たちもその辺を思いながら活動しているので、ちょっとその辺についてを御確認したかったということです。すいません。ありがとうございます。

#### ○小谷野委員

先ほど細かな説明ありがとうございました。小規模特認校への移行についてというスライド関係の資料の中での中身なんですけど、まだまだ全てが検討中だというふうな部分のところもあるんですけど、令和3年度スタートということになると、検討中と言っているばかりでは済まないところにもなってくるかと思うんですけど、例えば、最後にあったプログラム案の「大地からはじまること」という部分の中のものであれば、やっていただける方がいつぐらいに確定できそうなのか、その辺の見通しみたいなものが今はっきりしているようでしたら教えていただけるとうれしいんですけど。

#### ○教育総合支援センター副参事

こちらは今、TAP、取手アートプロジェクトの岩間先生とお話をさせていただいております。愛知県立芸術大学准教授でいらっしゃる、今、TAPのほうで藝大食堂を立ち上げされた岩間 賢先生にいろいろ企画から御相談させていただいております。1年間の今回のプログラムの日程ですとか、所要時間ですとか、体制だとか、そういったところを詰めさせていただいてはございます。あと、それを踏まえまして、学校とも今、具体的なカリキュラムに向けて落とし込みを逐一相談しながら進めているところです。ただ、こちらも正式には3月の議会で予算等を御承認いただかないと着手はできませんので、そういったところも今、庁内でも相談しながら具体的などころの詰めをしているところでございます。

#### ○猪瀬委員

ありがとうございました。

#### ○櫻井委員

御説明ありがとうございました。3点お伺いしたいと思います。就学に関する規則の一部を改正する規則、改正後の3番「小規模特認校に就学する時期は、原則として4月1日とする。ただし、教育委員会が特に認める場合は、この限りでない。」この、ただし以降のほうですが、途中から例えば転校とか、そういうことも可能だよという含みを持たせてのただし以降の文章でしょうか。これが1点。

あと、もう1点ですが、6番の(1)、通学に関しては、保護者の責任及び負担においてということで、こちらのチラシについても、保護者の方の送迎とありますが、御存じかと思いますが、山王小学校は周りの道が非常に狭い状態で、職員駐車場も学校の敷地内にある状態で、つけ加えれば近隣に店舗などもあり、とても通学のときに、例えば送迎の車が毎朝・帰り5台入っただけで、それに歩いて通学してくる子たちもいて、危ないんじゃないかなということも懸念されます。実際、このように保護者の送迎を前提としている場合、駐車場の確保、そこまでお考えに入っているものかどうか、これが2点目。

もう1点、説明会について。このチラシ、1月15日の広報に載せるということで、説明会が1月15日なんですけれど、15日で大丈夫なものでしょうか。以上3点です。お願いします。

#### ○教育長

これについて3点御質問ありましたけど。まず、時期の問題。

#### ○学務給食課長

まず、1つ目の御質問なんですけど、第6条の2の3項、こちらにつきましては、この限りでないということは、例えば他の市町村から転入してきた場合、山王小学校区以外の学区に転入した場合、山王小学校の活動を見て、そちらに就学したいということがあれば、そういった就学が可能なように、この限りでないというような条文をつけ加えさせていただいております。

それで、2点目の駐車場の確保の件なんですけれども、そちらにつきましては、まだ駐車場の確保というところまでは至っておりません。いろいろやる方法があるかなと思っております。片方から入って片方に抜けるような、ドライブスルー方式みたいな形で乗り降りするような形をとって、田んぼ道とか通っていただくような形をとったりとか、そこに関しましては今後検討していきたいと考えております。

#### ○教育長

3点目は、篠田副参事。

#### ○教育総合支援センター副参事

3点目ですけれども、御指摘のように広報で当日というところもございますので、小学校のほう、全世帯の小学校1年生から5年生まで、チラシをお配りさせていただきます。あとそれ等、今、地元ミニコミ誌で展開されていらっしゃる会社さんがいらっしゃいますので、そちらにも記事を載せさせていただくように御相談しておりますし、あと年明け、市内所長・園長会議がございますので、そちらでもしっかり所長・園長の皆様にも御説明させていただこうというふうに考えております。以上になります。

#### ○櫻井委員

ありがとうございました。

#### ○石隈委員

御説明ありがとうございました。これは希望なんですけども、せっかくこういう新しい特認校で特色のあることをやられるので、年のうちのどこかで、ほかの小学校の子どもも一緒に合同で何かできるようなプログラムとか、授業とかも、これから検討していただければありがたいというのが1点です。

もう1点は、今、取手市で進められている教育相談というか、新しいチームでの指導について始められたので、この山王小学校では、いわゆる学校区を越えて、市内全域から子どもたちが来るということで、多様な子どもたちが来るというところ

で、一人一人の子どもに合うという、まさに取手市が今進めてきている、進め始めた教育相談体制と趣旨が一致しますので、そういうところでも山王小学校で充実していったって、その実践をほかの小学校にも生かせるようにしていただければありがたいと思います。これは要望です。

#### ○教育長

ありがとうございました。他校との関係については、本当に大事な話だと思しますので、それについては力を入れたいと思いますし、この件については教育総合支援センターが全面的に関わっていますので、相談体制ということも十分認識しているところでございます。

そのほかございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○教育長

それでは質疑、御意見なしと認めます。これにて質疑、御意見を終結といたします。

これより議案第 67 号を採決いたします。

お諮りいたします。議案第 67 号は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○教育長

御異議なしと認めます。よって、議案第 67 号は原案のとおり決定をいたしました。

続いて議案第 68 号、取手市教育委員会後援取扱要綱の一部を改正する要綱についてを議題とします。

本件についての説明を大手教育次長兼教育総務課長お願いします。

#### ○教育次長兼教育総務課長

教育総務課の大手です。それでは議案第 68 号、取手市教育委員会後援取扱要綱の一部を別紙のとおり改正することについての御説明を申し上げます。

提案理由といたしましては、新型コロナウイルス感染症の流行によりまして、後援行事の中止の増加に伴い、後援行事を中止した場合の手続を明確にするために、本要綱に新たに中止報告の様式を加え、その他所要の整備を行うものになります。なお、市長部局の取手市後援名義使用取扱要綱についても、同様の改正を行っておりまして、令和 3 年 1 月 1 日に施行予定となっております。

資料の 6 ページをご覧ください。この要綱の趣旨としましては、第 1 条にあります教育、学術、文化及びスポーツに関する事業又は行事の適正な振興を図るため、取手市教育委員会が後援する場合の基準、手続等について必要な事項を定めるものです。そして、後援の定義や基準としては、第 2 条、3 条に規定のとおり、市民の教育、学術、文化及びスポーツの振興に寄与すると認められる行事に対して、教育的見地からその趣旨に賛同し、応援の意を表して取手市教育委員会の名義の使用を承認することで支援をするというものです。

それでは、改正部分の御説明をいたします。資料の 1 ページにお戻りください。まず、改正前の第 6 条で、後援に際して承認事項の変更を定めておりますが、改正後の同条 3 項では、後援名義使用者が自ら後援行事を中止したときのために、後援行事中止報告書（様式第 6 号）を新たに定めまして、教育委員会に提出しなければならないと規定しました。この様式については、資料の 4 ページにございます。ま

た、これを受けまして第7条では、承認の取消しとしまして、同条第1項第4号を追加しまして「後援行事を中止したとき。」を承認の取消し理由の1つとして追加をしました。あわせて、同条第3項により、後援を取り消された者は、あらかじめ交付を受けていた後援名義使用承認通知書を教育委員会に返還しなければならないと規定しました。これは、あらかじめ発行した承認通知書の悪用の防止というような観点で規定したものになります。その旨を資料3ページにございます、様式第7号、後援名義使用承認取消通知書の中で、承認に係る決定通知書の返還依頼の文章を追加しております。その他の改正箇所につきましては、様式番号の繰下げ及び文言の修正でございます。

最後に、参考までに教育委員会に後援申請のあったもので、令和2年3月以降中止になった行事は、今まで合計9件ございました。説明は以上になります。

#### ○教育長

以上で説明は終わりました。

本件に対して質疑、御意見ございましたらお願いをいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○教育長

よろしいですか。それでは質疑、御意見なしと認めます。これにて質疑、御意見を終結をいたします。

これより議案第68号を採決いたします。

お諮りいたします。議案第68号は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○教育長

御異議なしと認めます。よって、議案第68号は原案のとおり決定をいたしました。

続いて議案第69号、取手市放課後子どもクラブ運営業務に係る公募型プロポーザル審査委員会設置要綱についてを議題といたします。

本件についての説明を長塚スポーツ生涯学習課長お願いします。

#### ○スポーツ生涯学習課長

それでは、議案第69号、取手市放課後子どもクラブ運営業務に係る公募型プロポーザル審査委員会設置要綱について、御説明をさせていただきます。

議案の説明に入る前に、この設置要綱というものをなぜ制定しなければならないかというところを初めに御説明させていただきます。こちらにつきましては、現在、放課後子どもクラブ運営上さまざまな課題というものを抱えておりまして、今後、放課後子どもクラブ14校あるうちの3校を民間委託することにより、課題を解決していくということを考えております。その中で、資料の3ページを用いて御説明をしていきたいと思うのですが、概要としまして①から④番までの課題について、左側が放課後子どもクラブが現在抱えている課題、右側が運営を民間に委託することで課題を解消していくものとなっております、それぞれを対比して記載しておりますので、こちらについて御説明をさせていただきます。

まず、課題の①番、慢性的な人材不足についてですが、年々、子どもクラブの登録児童数というのは増加傾向にある中で、支援員等の人数というものが、自身の年齢や親の介護等を理由に離職されている方が多いのが現状です。そういった中で、支援員の9割の方は配偶者の扶養の範囲内で働いていることから、就労できる時間

というものも限られているのが現状でございます。そういった中でローテーションを組んでクラブの安定的な運営を行っていくためには、支援員等の数が約130人程度必要であると考えており、長期休業期間中や年末時の人材確保には現在も大変苦慮しているところでございます。そのため、利用児童の多い3校、取手東小学校、高井小学校、それから藤代小学校の3校のクラブの運営を民間に委託することで、そこで働いていた本市が任用している支援員等を他の11校のクラブに配置することで、人材不足に対応してまいります。

次に課題の②、支援の質の向上についてですが、利用児童数の増加や、配慮が必要な児童に対応するための支援の質の向上というものが現在求められております。民間事業者が持つノウハウ及び民間事業者との交流や、民間事業者からの研修講師の派遣をしていただくことによりまして、公設公営のクラブの支援員等にフィードバックしていくことで、支援員等の人材育成を図り、支援の質の向上につなげてまいります。

次に課題の③、土曜日開所の職員の負担、それから運営コストについて御説明いたします。現在、土曜日の開所にあたりましては、利用児童が非常に少なく、クラブ単位の利用児童数が1人や2人だった場合でも、支援員等につきましては、条例上2人以上配置しなければならず、支援員等や運営費の負担となっているのが現状でございます。これを、土曜日の拠点校方式を行うことによりまして、支援員等の負担軽減、コスト削減となるようにしたいと考えています。また、月に1回だった土曜日の1日開所につきましても、毎週1日開所することによりまして、土曜日も共働きをしている就労家庭の児童を子どもクラブに1日預けることができるよう、就労家庭の支援拡大というものを図ってまいります。

次に、課題の④、新・放課後子ども総合プランが示す一体型について御説明いたします。新・放課後子ども総合プランに示されているあるべき姿、児童クラブと子供教室の分離のことなんですけれども、現在、取手市では一体的に放課後子どもクラブとして、児童クラブと子供教室を一体的に運営を行っております。これを試験運用としまして、民間委託する3校では、児童クラブと子供教室というものを分けた運営を行っていただくことで、そういった民間事業者の持つノウハウにつきましても、他の11校で今後、そういった運営を行っていく際のノウハウとして使えるようなものを学んでいきたいということで、主に子供教室での児童を対象とする多様な共通プログラムの企画や実施方法などを得ることで、将来的に公営クラブの子供教室を分けた際の運営に生かしてまいりたいと考えております。

これらの課題を解決するため、令和3年10月から、利用児童が多い放課後子どもクラブである3校、取手東小、高井小、藤代小を民間委託したいと考えております。以上が、これまでの経緯と子どもクラブの現状の説明となります。

改めまして、提案理由の御説明をさせていただきます。提案理由といたしましては、令和3年10月1日から一部の取手市放課後子どもクラブ、取手東小学校、高井小学校、藤代小学校の運営を民間委託することについて、公平かつ適正に委託事業者を選定するため、本要綱を制定するものでございます。

1ページをご覧ください。第1条、取手市放課後子どもクラブ運営業務に係る公募型プロポーザルの実施に当たり、事業者の選定に係る審査を行い、公平かつ適正な選定に資するため、取手市放課後子どもクラブ運営業務に係る公募型プロポーザル審査委員会を設置するものでございます。

第2条、委員会の所掌事務は、第1号として、事業者の選定に係る審査基準その

他審査の方法に関すること。第2号として、事業者から提出された提案書の審査にかかること。第3号として、最適事業者及び次席者の決定に関すること。第4号として、前3号に掲げるもののほか、プロポーザルの実施及び事業者の選定に関し必要な事項となります。

次に第3条、委員会の組織は、委員長に教育部長、副委員長に財政部長、委員に教育次長、スポーツ生涯学習課長、指導課長、子育て支援課長としております。

次に2ページをご覧ください。付則といたしまして、1、この要綱は、令和3年1月1日から施行する。2、この要綱は、令和3年6月30日限り、その効力を失うものとするものです。

3ページを再度ご覧ください。3ページ下段、今後のスケジュールの欄なんですけど、こちらをご覧くださいと思います。今後のスケジュールといたしましては、令和3年1月14日から4月下旬にかけて、プロポーザル審査委員会というものを3回開催いたしまして、審査基準や審査方法を決定していただきます。2月1日に、プロポーザルの実施について告示やホームページに掲載し、参加事業者を募集いたします。3月下旬に、審査委員会において書類審査を行います。そして、4月下旬にプロポーザル審査委員会において、プレゼンテーションを実施いたしまして、優先候補者の決定を行います。その後、6月に契約を締結いたしまして、10月1日から事業を開始していただきます。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

#### ○教育長

以上で説明が終わりました。

本件について質疑、御意見ございましたらお願いをいたします。

#### ○小谷野委員

御説明ありがとうございました。この設置要綱については了解できるんですけど、取手東小、高井小、藤代小のほうに通っていらっしゃる児童と保護者に対する、この変更になっていくことについての説明的なものというのは、どのような計画にあるのでしょうか。

#### ○スポーツ生涯学習課長

お答えいたします。今後の流れといたしまして、プロポーザル審査委員会の中で事業者の選定が終わりまして、事業者が決定後に、その3校の利用者に対しましては保護者説明会というものを予定しております。この中で、この3校に関しては民間委託を行って運営を行っていくと。その中で、児童クラブと子供教室等を分けた運営となること。それから、料金は変わらないこと。そういったことを初めとして説明を行っていきます。

それから、土曜日に関することにつきましては、全校に対しまして、時期については今検討しているところではあるんですけども、4月以降、新しく1年生が入ってきて子どもクラブを利用するようになってから、14校全校に対しまして、10月1日からは土曜日は3校に集約して運営を1年間行うこと。それから、毎週土曜日、夏休みや長期休業中を含めて、1年間、土曜日はその3校で集約して開所することと、それから開所時間、こちらにつきましても、現在は8時から開所となっております。その部分が送迎の時間も配慮しまして、朝7時30分から夜7時まで開所時間を延長すること。そういったところにつきまして、この14校の保護者に説明をしていく予定でございます。

また、当該3校の支援員に関しましても、既に説明を始めております。



説明は以上となります。

#### ○小谷野委員

ありがとうございます。

#### ○石隈委員

御説明ありがとうございます。今回の子どもクラブの一部の民間委託の趣旨はよく理解できますし、公募型プロポーザルも賛成です。一つ聞きたいというか、質問と意見なんですけど、これは事業者として選ばれると契約はどのぐらいの期間になりますか。

#### ○スポーツ生涯学習課長

お答えいたします。この後の報告第33号の中の補正予算の部分で、債務負担行為の報告のところでも出てくる話になるんですが、3年間の業務委託契約というものを考えております。

#### ○石隈委員

質問兼意見なんですけど、3年間ということ、それはもう1年ごとの更新じゃなくて3年間の契約ということですかね。わかりました。こういう事業を始めて、一般論になるかもしれませんが、その事業評価ということが非常に重要だと思うんです。ですから、事業評価には自己評価と市としての評価とあると思うんですけど、そのプロポーザルの中で、その方たちがどう事業を管理して、1年ごとに自己評価して、それを市に報告する予定なのかということも審査の内容に含めていただきたいのと、市としての評価を1年ごとにどうするかという御予定をお聞きしたいという御質問です。

#### ○スポーツ生涯学習課長

お答えいたします。評価ということなんですが、こちらにつきましては現在、仕様書のつくり込みというものを行っておまして、その中で事業者につきましては、1年間事業が終了した段階で、その利用者に対してアンケート調査というものを行っていただいて、満足度というものを調査していただくと。調査後に、市に満足度調査の結果を報告いただいた中で、今後、悪い点があった場合にはどのように改善していくかというところを協議させていただくことを検討しております。

#### ○石隈委員

追加なんですけど、それで安心しました。そのときに、それは当然改善していただくということと、改善が悪い場合には契約打ち切りもあるという理解でよろしいでしょうか。

#### ○スポーツ生涯学習課長

契約につきましては、変更契約という制度がございますので、契約の内容の一部変更というところで、改善の対応というものをしてみたいと考えております。基本的に、その事業者については3年間の契約となりますので、その中で契約条項に違反するようなことがあれば当然検討ということになるんですが、基本的には3年間、同一の事業者で実施していきたいとは考えております。

#### ○櫻井委員

御説明ありがとうございます。今回、運営を民間に委託する学校以外の学校の放課後子どもクラブの対応でお伺いしたいんですが、今回、運営を民間に委託する3校以外の学校については、従来の形で放課後子どもクラブを運営されていかれると思います。ですので、支援員の募集、また支援員の研修、そういったことも支援員の研修につきましては、近年、研修参加率も上がっていて、しっかり研修を受け

た支援員が増えているということを以前に御報告いただきました。そういったことも、この3校以外の学校については継続して行われるものと考えてよろしいでしょうか。

#### ○スポーツ生涯学習課長

お答えいたします。これまでは、市役所藤代庁舎の大会議室などを使用して、そちらに全員がお集まりいただいた中で、支援員に対しての研修を通じた教育というものを行ってまいりましたが、今後は民間委託事業者によります、より実践的な研修というものを各拠点校において実施していきたいということがございます。というのは、現在、コロナ禍において大人数を1カ所に集めての研修というのは非常に厳しい状況であるということも想定しまして、拠点校となっている3校に講師となる方を事業者の方から派遣していただいて、恐らくは教育担当者という方がいらっしゃると思いますので、そういった方を講師としていただいて、そこに各クラブから何名ずつかお集まりいただいて開催していくこと。

それから、もう1点は、非番の日というかローテーションに入っていない公設公営のクラブの支援員等について、民間委託している3校に実習生として実体験をしていただくことによって、民間ではどのようなサービス提供をしているのかというものを肌で感じていただく中で、質の向上というものを図っていかれたらということで、現在は考えております。

#### ○櫻井委員

では、今の御説明で、今後契約を締結する民間事業者に関しては、その契約の中に、今まで市で行っていた従来の放課後子どもクラブの支援員の研修、それも含まれるということでしょうか。

#### ○スポーツ生涯学習課長

現在、その方向で資料のつくり込みを行っておりますが、そういったものについても内容の部分はプロポーザルの中で提案していただくこととなる予定でございます。

#### ○櫻井委員

すみません、もう1点。放課後子どもクラブの研修なんですが、茨城県のほうで放課後子どもクラブの支援員となる方の、ある程度のガイドラインを設けています。その民間事業者のほうが行ってくださる研修、それは茨城県のガイドラインをクリアできるものであるかどうか、そこをお伺いしたいです。

#### ○スポーツ生涯学習課長

茨城県が行っている研修というものは、当然、放課後児童クラブの支援員の認定資格研修というものになっておりますので、今回民間事業者が行うものというのは、また異なるものとなります。あくまでも、県が行っている放課後児童クラブの支援員の認定資格研修というのは、座学による法令、規則、それから障害のある児童等への知識の習得というもので支援員の資格が取得できるというものになってございますが、民間委託事業者に行っていただく研修の中では、より実践的に児童がこういった行動を行った際にはどのように対応したらよいかとか、そういうより実践的な研修というものを想定しております。

#### ○櫻井委員

すみません、重ねてですが、大事なところだと思いますので。放課後子どもクラブの運営に関しては、県が認定する支援員の資格を持った支援員を置かなければならないということが決まっていると思います。そうしますと、今後ですが、今現在

はその資格を持った支援員さんが多数いらっしゃる。で、ほぼクリアできているというのは存じ上げておりますが、今後、研修がそちらの民間のほうに移った場合、その資格を持った人の割合が下がってしまうというようなこと、そこは大丈夫でしょうか。

#### ○スポーツ生涯学習課長

お答えいたします。これまでも、茨城県が行っております支援員の認定資格研修のほかに、市独自に支援員に対しましてさまざまな独自の研修というのを行ってまいりました。今回、民間委託事業者に委託する部分は、市が独自に行ってきた部分の研修でございます。県が行っている支援員認定資格研修というものは今後も継続して希望者を募って参加させて、資格取得者数を増やしてまいりたいと考えております。

#### ○櫻井委員

ありがとうございました。

#### ○教育長

よろしいですか。そのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○教育長

それでは質疑、御意見なしと認めます。これにて質疑、御意見を終結といたします。

これより議案第 69 号を採決します。

お諮りいたします。議案第 69 号は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○教育長

御異議なしと認めます。よって、議案第 69 号は原案のとおり決定をいたしました。

続いて議案第 70 号、取手市立図書館雑誌スポンサー制度実施要領についてを議題といたします。

本件についての説明を飯塚図書館課長お願いします。

#### ○図書館課長

図書館、飯塚です。よろしく申し上げます。それでは、ただいまから議案第 70 号の取手市立図書館雑誌スポンサー制度の実施要領の制定について、御説明させていただきます。

提案理由につきましては、かがみに書かれておりますように、雑誌スポンサー制度は、取手市立図書館雑誌広告掲載要領に基づいて実施してきましたが、広告媒体に新たにバナー広告と雑誌架を加えることから、取手市立図書館雑誌広告掲載要領を廃止しまして、新たに取手市立図書館雑誌スポンサー制度実施要領を制定するというものになります。

そもそも、この現在ございます取手市立図書館雑誌広告掲載要領というものは、どういったものかということなんですけれども、こちらの要領につきましては、11 ページにその要領を載せておりますけれども、こちらは図書館では雑誌を購入しておりますけれども、その雑誌を購入する費用、こちらを取手市に納入していただきまして、その代わりといたしまして、その雑誌にスポンサーの広告を載せていただくという制度になっております。

[図書館課長が資料を示す]

### ○図書館課長

こちら図書館で最新号につきましては、こういった形で館内閲覧になっているんですけども、こういった透明のカバーをつけてあります。もちろん最新号は館内なので、持ってこられないので、これは最新号ではないんですけども、最新号が図書館のほうに置かれておりまして、こちらの雑誌の購入費用を持っていただいた方に、この裏にこういった広告を載せて、代わりに広告を載せるということがこの制度になっております。こちらなんですけれども、平成24年度から始まっておりまして、当初は数が多かったんですけども、年々、数が減ってきておりまして、そういったこともありまして、今後、雑誌の最新号ばかりではなくてバナー広告、こちらは図書館のホームページなんですけれども、バナー広告につきましては17ページに取手市立図書館のトップ画面があります。この画面の下のほうに、4つの白い空白の長方形のマスがあるんですけど、こちらは今のホームページではないんですけども、こちらにバナー広告ということで、雑誌のスポンサーとして購入費を持っていただいた方に、こちらに企業名が出てきて、インターネット上でバナー広告というのは、ここをクリックしていただいて、その企業のホームページに移るといふ、そういった制度なんですけれども、このバナー広告を今回追加します。

それと、雑誌架なんですけども、雑誌架につきましては、次のページの18ページにあります。これ雑誌架の現状と導入後ということで、上が現状です。これが上の左の写真が在架の状態ですね。ここで言いますと、暮しの手帳という雑誌なんですけど、こちらが報告をいただいているスポンサーだとしますと、こちらが利用者の方がこの雑誌を見ている間は、右のほうに館内閲覧中ということで何もない状態になるんですけども、導入後としまして下の(2)なんですけれども、左の在架の状態は同じなんですけれども、館内でその雑誌を利用者の方が見ているときでも、その雑誌架のところにこういった広告が出るということになります。こちらが今回新たに追加ということになります。

もともとの取手市立図書館雑誌広告掲載要領の変更ということになるんですけども、その雑誌の広告ばかりではなくてホームページのバナー広告、それから雑誌架、こちら1ページの取手市立図書館雑誌スポンサー制度実施要領の第3条のほうにホームページと雑誌架を加えました。そういったことで、雑誌のカバーばかりではなくて、ホームページと雑誌架を加えるということで、要領の名前が取手市立図書館雑誌スポンサー制度実施要領としまして、あとは全体的に細かいところを、これに伴う見直しを行っていくということで、新たな制度として今回提案させていただきます。

説明につきましては、以上となります。よろしく申し上げます。

### ○教育長

以上で説明は終わりました。

本件について質疑、御意見ございましたらお願いをいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

### ○教育長

よろしいですかね。バナーと雑誌架の追加でございますので。

それでは質疑、御意見なしと認めます。これにて質疑、御意見を終結いたします。

これより議案第70号を採決いたします。

お諮りいたします。議案第70号は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

### ○教育長

御異議なしと認めます。よって、議案第70号は原案のとおり決定をいたしました。

続いて議案第71号、(仮称)取手市立博物館建設審議会条例施行規則を廃止する規則についてを議題といたします。

本件についての説明を大手教育次長兼教育総務課長お願いします。

### ○教育次長兼教育総務課長

それでは議案第71号、(仮称)取手市立博物館建設審議会条例施行規則を廃止する規則について、御説明いたします。

こちらの提案理由といたしましては、昭和59年に、郷土資料館建設資金として市民から寄附を受けたことを契機に検討してきました市立博物館建設について、現状の社会情勢及び市の財政状況を鑑み、建設計画を中止とし、(仮称)取手市立博物館建設基金条例及び(仮称)取手市立博物館建設審議会条例を廃止したことに伴いまして、(仮称)取手市立博物館建設審議会条例施行規則の廃止を行うものになります。

資料の1ページが、当該条例施行規則を廃止する規則になります。内容的にはとても簡単なものになるんですが、資料2ページから4ページにかけてが、今回の12月に行われました第4回市議会定例会に上程しまして、12月10日に可決されました議案の内容となります。こちらにつきましては、前回11月17日の教育委員会定例会の場におきまして御説明をさせていただいたところです。

続きまして、資料の5ページになりますが、今回廃止の対象となります(仮称)取手市立博物館建設審議会条例施行規則になります。こちらは、博物館建設審議会に附属する組織として、専門部会を組織し、博物館に関する専門的な学識を有する者のうちから教育委員会が委嘱し、その会議について規定した規則になります。

昭和59年に市民から寄附を受領してから、博物館建設計画の中止及び博物館建設基金の廃止に至る経過につきましては、資料の最後になりますが、6ページに記載のとおりとなりますので御確認いただければと思います。この中でかいつまんで申し上げますと、(仮称)取手市立郷土資料館建設審議会設置要綱というのが、平成4年の7月に制定されまして、同年11月に(仮称)取手市立博物館建設審議会の専門委員会というものが発足されました。当該審議会とともに発足した専門部会の前身の組織としまして、歴史、自然、科学、教育普及に関する大学教授など11名の方が委員となりまして、当時、名古屋市や岐阜市といった遠方の博物館の研修視察や博物館のテーマ設定などについて審議をされておりました。平成4年11月から、合計で6回の専門委員会というのが開催されまして、平成6年3月2日に(仮称)取手市立郷土資料館建設に係る第一次答申というのが出されました。ということで、平成8年に審議会条例が制定される以前から、博物館建設に向けた活動というのが行われていたということになります。しかしながら、当時の社会情勢や市の厳しい財政状況等の理由によりまして、郷土資料館建設という目標実現には至らずに、その後、平成12年5月に審議会及び専門部会の組織は任期切れとなり、事実上の解散となりまして、20年が経過し、今回、基金の残金の約300万円については一般会計のほうに繰入れをさせていただき、その後、公共施設整備基金のほうに積立てを行う

ことになりましたので、御報告をさせていただきます。

説明については以上です。

#### ○教育長

以上で説明が終わりました。

本件について質疑、御意見ございましたらお願いをいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○教育長

よろしいですか。それでは質疑、御意見なしと認めます。これにて質疑、御意見を終結といたします。

これより議案第71号を採決いたします。

お諮りいたします。議案第71号は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○教育長

御異議なしと認めます。よって、議案第71号は原案のとおり決定をいたしました。

続いて協議2，取手市教育振興基本計画（案）についてを議題といたします。

本件についての説明を大手教育次長兼教育総務課長お願いします。

#### ○教育次長兼教育総務課長

それでは、引き続きまして協議2，取手市教育振興計画振興基本計画（案）について、協議をさせていただくために御説明いたします。協議2については、提案理由をまず御説明いたしたいと思っております。

現行の取手市教育振興基本計画の計画期間が令和2年度で終了するため、新たに令和3年度から令和6年度までを計画期間とする、取手市教育振興基本計画（案）を事務局で取りまとめました。この計画案を公表し、市民から幅広く御意見をお寄せいただくために、市民に対する意見公募手続（パブリック・コメント手続）を実施してよろしいか協議をお願いするものです。

まず、取手市教育振興基本計画（案）の概要について御説明いたします。計画書案の2ページをお開きになってください。本計画の位置づけです。地方公共団体の教育振興基本計画については、国の教育振興基本計画を参酌し、地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならないということが、教育基本法第17条第2項に規定されております。取手市における位置づけとしましては、令和2年に策定しました第6次取手市総合計画の基本計画，とりで未来創造プラン2020を踏まえた，第2次取手市教育大綱に基づく教育振興基本計画となっております。

下に移りまして、計画の期間については、現行の教育振興基本計画と同様の考え方から、とりで未来創造プラン2020及び第2次取手市教育大綱の期間を考慮しまして、令和3年度から令和6年度の4年間と定めております。

次に、5ページをお開きください。こちらは、第2次取手市教育大綱の3つの基本方針に沿った教育施策の柱を記載しております。現行計画では6つの柱でしたが、内容と考え方を整理し、学校教育分野2つと、社会教育分野2つの合計4つの柱に集約をさせていただいております。

1つ目の柱が「児童生徒が安心して過ごせる環境及び体制の整備」として、学校教育における施設整備などの充実のほか、学校内だけでなく登下校や放課後におけ

る児童生徒の安全安心の確保を図る施策を推進するものです。

2つ目の柱が「一人一人の資質、能力を伸ばす学校教育の充実」として、学校教育において、児童生徒一人一人の実態を的確に把握し、資質、能力に応じた指導及び支援を行うなど、教育内容のきめ細かな充実を図る施策を推進するものです。

3つ目の柱は「生涯学習の充実とスポーツの振興」として、公民館、図書館のサービス拡充のほか、市民大学講座などを通した生涯学習機会の充実、また、市民がスポーツをより身近に親しみ、参加することができる施策を推進するものです。

次に6ページに移りまして、4つ目の柱「文化芸術の振興」として、東京藝術大学との連携や、取手アートプロジェクトの推進を初めとしたアートのまちづくりを進めるほか、市内の貴重な文化財の保存、継承、活用を図り、市民が文化、芸術、歴史に親しみ、魅力を感じられる施策を推進するものです。

次に、7ページをお開きください。ただいま申し上げました4つの教育政策の柱の右側に、それぞれの柱に連なる重点施策の名称が16ございます。それぞれの重点施策の内容については、11ページから42ページに記載しておりますので、後ほど御確認いただきたいと思います。

8ページでは、教育振興基本計画におけるSDGs（持続可能な開発目標）への取組みについて、新たな記載を加えました。取手市では、とりで未来創造プラン2020の中で、施策や事業の実施に当たってSDGsの理念を意識し、その達成を目指すこととなっておりますので、教育委員会が策定する教育振興基本計画の中でも、その理念を意識して重点施策の内容に反映することとしました。なお、9ページには、SDGsが掲げる17のゴールに関するアイコンと、その解説を記載しております。

重点施策の一例としまして、13ページをお開きください。一番上に、重点施策の名称「安全で快適な教育環境の整備推進」がありまして、その下に順番に、重点施策が目指す目標、施策の具体的な内容を記載しております。さらに下には、重点施策の実施効果を図るための数値目標として成果指標を設定し、その現状値と計画終了時点の令和6年度までの目標値を記載しております。最後に、SDGsの目標として、重点施策に関連するSDGsのゴールアイコンを記載しております。

なお、現時点で、成果指標の現状値及び目標値が調査中であるなどして、記載できていない重点施策が一部ございます。12ページ、22ページ、23ページ、26ページ、31ページがこちらに該当しまして、12ページを除いて12月中に数値が確定できる見込みとなっております。12ページについては、3月に確定する見込みとなっております。

以上、簡単ではありますが、取手市教育振興基本計画案の概要となります。

続きまして、パブリックコメントの実施について説明をいたします。一番後ろの参考資料をお開きください。計画案の公表については、PDFファイルを市のホームページに掲載するほか、教育総務課、広報広聴課、取手支所、取手駅前窓口、取手図書館、ふじしろ図書館、各公民館、埋蔵文化財センター、取手グリーンスポーツセンター、藤代スポーツセンターに閲覧用の冊子を配置いたします。御意見の提出に当たっては、住所、氏名、連絡先を記載の上、教育総務課へ直接持参又は郵送、ファクシミリ、電子メールでお送りいただく形となります。御意見の受付受付期間につきましては、令和3年1月15日から令和3年2月15日までを予定しております。なお、消印は有効ということにさせていただきます。

市民の皆様からお寄せいただいた御意見につきましては、計画策定の参考とするほか、市教育委員会の考え方とともに、後日、市ホームページや広報紙でお知らせ

をいたします。また、御意見に対する個別回答というのはいりません。協議案の説明は以上となります。よろしくお願ひします。

#### ○教育長

教育振興基本計画については、事前に教育委員の方から意見いただき、その内容を盛り込んである状態になっております。改めて確認という意味で、御説明した状況でございます。事前に資料等を見ていただいているとは思いますが、改めて質疑、御意見等ございましたらお願いいたします。

#### ○石隈委員

前回も述べたかもしれないんですけど、今回、取手市の教育政策にSDGsが入ったということは、何というか本当にいいことだなと思ひますし、どういうことを目指して教育しているのかということも幅広く共有できると思ひます。それからパブリックコメントも賛成なんですけども、時期的に時間が限られているので、どこまでできるかは難しいんですけど、できたらこれからの4年間の方針について、保護者の方の御意見であるとか、子どもたちの意見とかが反映できればなおいいなと思ひますか、これ全部読むのはとても難しいと思ひますけど。簡易版か何かをつくって、例えばPTAの会合で配布して意見をとるとか、あるいは当事者の子どもたちに配って意見を聞くというのが、幾つかのところでもいいんですけど、そういうのが可能であればいいなというふうに思ひました。

#### ○教育長

ありがとうございます。大手次長。

#### ○教育次長兼教育総務課長

今回、新たな取手市教育振興基本計画（案）を策定しまして、市民の方に広く御意見をいただくわけなんですけども、当然ながら学校教育についての内容というのも多く含まれておりますので、石隈委員のほうから御提言のありました内容についても、教育委員会の中で検討してみたいなというふうに思ひます。

#### ○櫻井委員

御説明ありがとうございます。前回も御説明いただき、また御意見のほうも述べさせていただいたので、1つだけなんですけども、前回と比べて巻末の言葉の説明が非常に丁寧になっていて、いろいろな用語解説がふえているところが一つ評価できるかなと思ひますが、その用語解説の案内が、例えば21ページの自ら課題を見つけるのところで、ALTについて「英語指導助手（ALT\*P45）」とありますが、あとその下に「タブレットパソコン\*P46」とあります。ちょっとこう見た感じ、見づらいなと思ひますので、P幾つの大きさを変えるであるとか、色を変えるであるとか、一工夫していただければ見たときに見やすいかなと思ひます。よろしくお願ひします。

#### ○教育長

ありがとうございます。これは見やすさという点からも、十分修正を図っていきたくと思ひます。そのほかございますか。

ここで一旦休憩いたします。

午前11時25分休憩

午前11時31分再開

#### ○教育長

それでは、再開をいたします。

休憩の時間中、小谷野委員が急用できまして退席をされました。

改めて協議2について御質疑等ございましたらお願いをいたします。



〔「なし」と呼ぶ者あり〕

### ○教育長

よろしいですか。

これより協議2を採決いたします。

お諮りいたします。協議2については原案のとおり進めてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

### ○教育長

御異議ございませんので、協議の結果、取手市教育振興基本計画（案）については、原案のとおり進めてください。

以上で協議2の議事を終わります。

続いて報告第33号、令和2年第4回取手市議会定例会に上程する教育に関する事項について定める議案についての専決処分承認について（令和2年度取手市一般会計補正予算（第7号）所管事項の同意について）を議題といたします。

本件についての説明を順次求めます。まず、大手教育次長兼教育総務課長お願いします。

### ○教育次長兼教育総務課長

それでは、報告第33号について御説明いたします。こちらは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定によりまして、市長より意見を求められましたが、委員会を開催するいとまがなかったので、取手市教育委員会の教育長に対する事務専決規程第2条第1項の規定に基づき、別紙のとおり異議がない旨を回答したことを報告いたします。

本件についての説明資料は3点ございます。1つ目が補正予算書の抜粋。2つ目が令和2年度12月補正歳入歳出集計表。3点目が令和2年度12月補正債務負担行為補正資料の3点になります。

それでは、まず補正予算書抜粋の9ページをお開きください。表の一番下の段、歳出合計の欄をご覧ください。補正予算の規模は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ4億4,073万6,000円を増額し、予算総額を522億4,478万2,000円とするものでございます。そのうち、教育費については、その1段上の数字になりますが、628万6,000円を減額し、予算現額は47億7,610万2,000円となります。市全体の補正予算総額に対する教育費の割合は、資料には記載はありませんが、約9.1%になります。

ここからは、資料としまして、令和2年度12月補正（歳入・歳出）集計表を使って御説明いたします。資料の1枚目に、補正予算の全体像が載っております。今回の補正予算の歳出の主なものとしまして、人事院勧告等による人件費の減額。2つ目に新型コロナウイルス感染症拡大に伴い中止等を決定した事業の減額。3点目に、令和3年4月1日から開始する来年度の業務について、事前に契約等の準備が必要となるため債務負担行為の設定を行うもの。4点目として、その他緊急性があるものなどについて計上しております。

それでは、教育費関連の歳入及び歳出のうち、主要な事業について御説明いたします。なお、債務負担行為については、年度当初から定期的実施される施設の保守点検や管理業務等の契約についての予算になりますので、恐縮ですが、説明は省略させていただきます。資料については、令和2年度12月補正 債務負担行為 資料を後ほどごらんいただきたいと思います。

それでは、まず初めに歳入の説明でございます。1ページ、教育総務課の（仮

称) 取手市立博物館建設基金繰入金 304 万 1,000 円についてです。この基金につきましては、昭和 59 年から博物館の建設に向けて計画をしておりましたが、平成 12 年に審議会が任期満了になって以降、事業の進展が見込めないため、当該基金を廃止し、基金の残高である 304 万 1,000 円を一般会計に繰入れるものです。一般会計に繰入れした後、公共施設の整備に充てるため、同額を公共施設整備基金に積立てを行います。

続きまして、歳出の説明でございます。2 ページ、指導課、教育費の教育振興に要する経費です。消耗品として 1,383 万 4,000 円を増額補正するものです。内訳としまして、小学校 4 年生以降の学習で必要となる社会科副読本「わたしたちの茨城県」を令和 2 年度中に購入し、4 月当初に教科書とあわせて給与することで、効果的に学習に取り組めるようにするため、48 万 3,000 円を補正するものです。また、令和 3 年度から小学校 4 年生の社会科、中学校の全教科について教科書が改訂となることから、教材研究のための教師用の教科書や指導書を令和 2 年度中に購入し、新年度からの児童生徒に対する学習資料に充てるため、1,335 万 1,000 円を補正するものです。

次に、特色ある新しい学校教育の推進に要する経費です。こちらは、アーティストと児童の交流事業委託料 44 万 6,000 円を新たに計上するものです。内容としましては、特色ある新しい学校教育の創出に向けた取組として、アーティストと児童の交流事業を取手アートプロジェクトオフィスに委託をいたします。「(仮称) となりのスタジオ」とネーミングしておりますが、アーティストを学校に招聘し、小学校の 1 つの教室を仮想スタジオとして制作活動を行ってまいります。令和 2 年度は、外国籍のアーティストの招聘を考えております。児童は、アーティストとのアートに関する会話や制作作業を通して、創造のプロセスを体験いたします。また、児童は、ふだんの外国語授業で取得した知識と経験を活用し、日本語以外の言葉でのコミュニケーションにチャレンジをいたします。海外アーティストによる「となりのスタジオ」の開設は、1 回当たり数日を予定しており、年度内に 2 回「となりのスタジオ」をオープンする予定です。令和 3 年度に、取手市立山王小学校が小規模特認校へ移行いたします。山王小学校の小規模校ならではの特色を生かした学校経営、学校運営に新たに本プログラムを加え、取手市ならではの学校教育プログラムを地域とともに創出してまいります。

次に、日本語指導に要する経費です。市内小中学校に在籍する日本語指導を必要とする外国人児童生徒に対し、日本語の指導及び教科指導の支援を行う日本語指導員の賃金が不足する見込みであるため、102 万 5,000 円を増額補正するものです。

次に 3 ページ、学務給食課、小学校管理に要する経費の新型コロナウイルス感染症対策経費です。現在、新型コロナウイルス感染症対策として、教職員が児童の健康観察の確認や家庭での状況確認を行うため、保護者へ電話連絡を行っており、電話代の不足が見込まれるため、通信運搬費 38 万 8,000 円を増額補正するものです。

次に、(小) 給食施設整備に要する経費につきましては、山王小学校の給食用小荷物専用昇降機、給食専用のエレベーターのことです。こちらが故障し、緊急に対応する必要があったため、修繕を行った結果、そのほかの本来実施する必要がある修繕料が不足するため、不足見込額 80 万円を増額補正するものです。

次に、中学校管理に要する経費の新型コロナウイルス感染症対策経費です。こちらも、先ほどの小学校管理に要する経費と同様の理由により、電話代として通信運搬費 14 万 2,000 円を増額補正するものです。

最後に4ページ、一番下のスポーツ生涯学習課、取手グリーンスポーツセンター管理運営に要する経費です。取手グリーンスポーツセンター第1体育室の床補強工事実施設計業務委託料49万9,000円を新たに計上いたします。平成29年度に床改修工事を行い、その後、バスケットボール用ゴールの入替えを令和元年度に行いました。ゴールの設置箇所には補強を行っていましたが、その他の部分についても補強を行う必要があるかどうかの検討を行うため、実施設計業務を委託するものでございます。教育委員会関連の説明は以上となります。

#### ○教育長

続いて、飯山文化芸術課長をお願いします。

#### ○文化芸術課長

文化芸術課所管事項について御説明いたします。4ページ上段をご覧ください。市民芸術活動の推進に要する経費は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、文化祭を中止しました。委託料150万円を減額するものです。内訳は、取手市文化連盟への取手市文化祭委託料100万円と、取手市藤代文化協会への取手市藤代文化祭委託料50万円となります。

続きまして、アートのあるまちづくり推進に要する経費は、常磐線沿線自治体の活性化を図るため、沿線4区4市、藝大、JRの10団体から構成される「JOBANアートライン協議会」の負担金について、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、当初予定していた常磐線沿線でのなぞ解きスタンプラリー及びJR忘れ物傘を利用して絵を描くアートアンブレラ事業を中止し、協議会PR冊子の増刷のみとしたため、中止した事業分の経費36万円を減額するものです。同じく文化芸術振興費補助金は、既に交付決定が出ている取手アートプロジェクト事業に対する文化庁の文化芸術創造拠点形成事業補助金に199万円を増額するものです。既に採択された事業内容に、新型コロナウイルス感染拡大防止対策経費や、密を避けるために、集客するのではなく映像や写真等で情報を広く発信するための経費等、新型コロナウイルス感染症に対応した事業展開を図るために要する経費の追加補助分となります。当初418万1,000円から199万円増額の617万1,000円となります。歳入につきましては、国庫補助金の文化芸術振興費補助金で199万円を計上しております。なお、今回、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止した文化祭委託料の財源に充当していたハロウィンジャンボ宝くじ収益金市町村交付金をアートのあるまちづくり推進に要する経費、取手音楽の日事業委託料に財源充当の変更をしております。以上となります。

#### ○教育長

説明は以上でございます。

本件について質疑、御意見ございましたらお願いいたします。

#### ○櫻井委員

御説明ありがとうございました。1点、本件についてではないんですがどうか、取手アートプロジェクトさんの活動については、文化庁の文化芸術創造拠点形成事業の補助金、こちらが財源の多くを占めているというふうに従来より理解しておりますが、今回、山王小学校の小規模特認校、そちらも取手アートプロジェクトさんに業務委託をするということで、その財源については文化芸術のほうになるのでしょうか。それとも、また別の財源を予定しているのでしょうか。と申しますのは、文化庁の文化芸術創造拠点形成事業補助金にずっと採択されているので、アートプロジェクトさんも予算がついて活動できていると思いますが、これが採択さ

れなければ事業規模としては縮小していくものと思われます。そのときに、既に来年度スタートが見込まれている山王小学校のほうはどうなのかなど、危惧しましたのでお伺いいたします。

#### ○文化芸術課長

文化芸術課，飯山です。私が説明した補助金の中には，今回の山王小の小規模特認校については含まれておりません。

#### ○教育長

財源のほうはどうしますかというお話，お尋ねです。

田中部長。

#### ○教育部長

山王小学校の財源でございますけれども，12月の補正予算，今回提示しているものでございますけれども，こちらは特に特定財源は入れていない状況で，一般財源で対応しております。あと，TAPの補助金等の関連になってきますけれども，これとはちょっと切り離して，今回，山王小学校の特色ある学校教育のほうは一般財源で実施したいと考えております。

#### ○櫻井委員

ありがとうございました。

#### ○教育長

そのほかございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○教育長

それでは質疑，御意見なしと認めます。これにて質疑，御意見を終結といたします。

これより，報告第33号を採決します。

お諮りいたします。報告第33号は，報告のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○教育長

御異議なしと認めます。よって，報告第33号は報告のとおり承認することに決定いたしました。

続いて報告36，いじめ防止策の取組み状況に関する報告についてを議題といたします。

本件についての報告を松戸教育総合支援センター長お願いします。

#### ○教育総合支援センター長

松戸でございます。よろしくお願ひいたします。

報告36，いじめ防止策の取組み状況に関する報告についてでございます。

御手元の資料に，アンケート調査の数値を入れさせていただきました。一部抜粋ということなのですが，小学校2年生・4年生・6年生の保護者は1,344件の御回答が，中学2年生の保護者は598件の御回答がございました。回答の中身なのですが，小学校の保護者の皆様におかれましては，1人の保護者が複数登録されているというような状況もありましたので，なかなか回答率というのが出しにくい状況であるんですが，一応回答数を御報告させていただきました。

集計結果なのですが，やはり以前から委員の方々からも御指摘がありました，教育相談部会といったものについて，なかなか保護者におかれましては，その認知度

が低いということが数値の中からも出ております。この教育相談部会なのですが、学校での定例会議といったところに位置づけられておりますので、なかなか保護者の方々には見えにくい会議というものは実情としてはございますが、取手市が力を入れている取組でもございますので、今後ですが、やはり困り感を抱える児童生徒に対して、先生たちが1人ではなくてチームで支援していく、チームで対応していく、そういった趣旨を保護者の方々に再度アナウンスをしていくといったところで周知徹底していきたいと考えております。

続いて（2）中学校2年生のアンケート結果についてなのですが、こちらのほう市内中学2年生697名回答がありました。こちら「全員担任制となり、いろいろな先生と話をする機会が増えた。」という回答が78%、「学校には悩みごとや不安なことを相談できる先生がいる。」と回答した生徒が66ポイントということで、数値で示されております。やはり生徒が1人で抱え込まずに、まずは家族や友人、そういった相談相手、「STOPit」も含めてなのですが、何か相談できる相手、手段といったものを、やはり少しずつ確立していく必要があるのではないかとといったところを考えております。当然、小さな変化に気づく、教員の資質向上、さらに相談できる・しやすい環境づくり、人間関係づくりの構築に努めていきたいと考えております。なお、この数値に関しましては、校長会でお示しをして、現状把握ということで説明をさせていただいた次第です。

続いて、2の教育相談部会の進捗状況についてということで、お手持ちの資料2ページ目になります。こちら（1）につきましては、教育相談部会で学校側から情報提供として上げられた児童生徒の延べ人数となっております。教育数相談部会は、全ての子どもたちが対象となっておりますので、担当教員からは、限られた時間の中でいかに有効的な効果的な教育相談部会を進めていくのかといったところを学校連携支援員、スクールカウンセラー・スーパーバイザー、スクールカウンセラーと協力しながら、教育相談部会を展開しております。

（2）の数値でございますが、こちらはスクールカウンセラー・スーパーバイザーが実際に教育相談部会に参加した件数となっております。

また、（3）につきましては、スクールカウンセラー・スーパーバイザーが支援センターで保護者の方と面談をした回数ということになっております。教育相談部会で、子どもの成長に困り感を抱えている保護者が情報としてございます。学校連携支援員が、学校を通して保護者の方に面談を呼びかけて、教育総合支援センターで面談をした実施回数がほとんどでございます。ゆっくりとではあるんですが、ケースに応じてですけども、回復の方向に向いているケースもございますので、この場をかりて御報告をさせていただきます。私からは説明以上です。御審議よろしく願いいたします。

### ○教育長

報告は以上でございます。

本件について質疑、御意見ございましたらお願いをいたします。

### ○石隈委員

御報告ありがとうございました。

コロナで大変な中、保護者向けと中学2年生のアンケートお疲れさまでした。保護者向けのアンケートのほうで「お子さんのことについて、相談できる教員がいる。」というのが小学校は75%、中学校は61%で、まずまずだと思うんですけど、これがもうちょっと増えていけばいいなと思います。教育相談部会、ここにも書

いてあるように、学内の組織についてはなかなか保護者の方に知っていただく機会がないので、いろいろ連絡するときとかに説明を繰り返していけば、教育相談部会という名前を覚えるかどうかは別として、学校はチームでやってくれているんだということが保護者に伝われば、信頼関係が上がっていくものだと思います。

中2のアンケートの結果については、今年、システムを変更したスタートの年ではとてもいい結果だと思うんですけども、心配なのが、さっきおっしゃったように、なかなかSOSを出すのが苦手な子どものSOSをどうキャッチするかというシステムづくりだと思いますので、その辺をもっといろいろ工夫できればいいですし、これからGIGAスクールですので、そういうところでちょっと心配な子どもを先生方が察知して、教育相談部会に上げていくとか、保護者との3者面談を充実させるとかというのを、丁寧にやっていくことが大事なのかなというふうに思います。

裏のほうのことで相談件数、いつもこういうのを私も先生方と見るんですけど、多いのか少ないのかと本当に判断しようがなく、よくやっていたらいいなということと、コロナで4、5、6、7月となかなか対面が難しいときも、一定の相談をやられているんだというのは理解できます。一つちょっと聞いていてわからなかったのが、スクールカウンセラー・スーパーバイザーという方の相談参加ですか、スクールカウンセラーとスーパーバイザーと両方、このスクールカウンセラー・スーパーバイザーというのは、スクールカウンセラー・スーパーバイザーという役割の方がいらっしゃる。その方のことですかね、一般のスクールカウンセラーではなくて。

**○教育総合支援センター長**

スクールカウンセラー・スーパーバイザーという役職の面談の数になっています。

**○石隈委員**

対面なんですね。

**○教育総合支援センター長**

はい、そうです。

**○石隈委員**

ですから、これ教育相談部会には、学校に週1回とか行くスクールカウンセラーも参加することもありますよね。

**○教育総合支援センター長**

はい、参加しております。

**○石隈委員**

ですね。それをあわせて入れたほうが、教育相談部会にスクールカウンセラーあるいはスクールカウンセラー・スーパーバイザーがいるというのがわかりやすくいいのかなと思いました。いかがでしょうか。

**○教育総合支援センター長**

先ほどの教育相談部会の認知が低いというところに戻らせていただくんですが、今、御指摘がありましたように、教育相談部会といったものが、どういった人間で組織されているのか、その参加者、そういったものも保護者の方々にはお知らせをしていく必要があるのかなというふうに思っております。

**○石隈委員**

そうですね。

**○教育総合支援センター長**

その中で実際、教育相談部会については、学校の職員プラスアルファとして、スクールカウンセラー・スーパーバイザー、また県、市のスクールカウンセラー、そして学校連携支援員といったものが参加して、教育相談部会を進めております。そういったことを広報していくということが大切だと思っています。

#### ○石隈委員

おっしゃるとおりだと思います。保護者の方にとっては、まず担任とかあるいはスクールカウンセラーとか、そういう連携支援員の方と話していて、そこで、やはりもっともっと良いアイデアが必要な場合には、教育相談部会で学校全体で支えてもらっているなというのが伝わっていくということが大事なので、こういうところがより見える化というか、わかりやすいのはいいかなと思います。スクールカウンセラー、スクールカウンセラー・スーパーバイザー、それから連携支援員といろいろな役職があるので、そういうのも事あるごとに保護者の方にも説明していただければいいなと思います。以上です。

#### ○猪瀬委員

御説明ありがとうございます。こちらのアンケートなんですけど、保護者の方の市内での全体での回答率と、どんどんこうやって新しい取組をして、教育相談部会を広げていく上で、これから年何回ほどこういうアンケートをして、広げていくのかなという計画を教えてくださいなと思います。

#### ○教育総合支援センター長

まず、回答率なんですけど、先ほどもお話しさせていただきましたとおり、1人に対して複数の保護者の方が回答を登録しているという総数も含めると、小学校2年生、4年生、6年生の保護者に関しましては、59%の回答でございました。中学2年生の保護者に関しましては、80%の回答率ということになっております。

続いて、アンケートの回数と時期でございますが、2回目の時期は非常に間隔が狭いんですが、同じアンケートを2月にとらせていただく方向で調整を進めております。来年度につきましては、もう少しアンケートの間隔を広げて実施していきたいと思っております。そういう形で今、準備を進めております。以上です。

#### ○猪瀬委員

ありがとうございます。小学校59%と中学校80%ということで、非常に高い数値だなというのは感じまして、本当にこれから何回もいつもやっていくことによって保護者も知っていくのか、私を含めてもそうなんですけど、知っていくんだらうなと思っておりますので、ぜひよろしく願いいたします。ありがとうございました。

#### ○石隈委員

80%というのは本当に高いですね。協力的だと思います。

#### ○櫻井委員

御説明ありがとうございます。時間も時間なので1つだけ。中学2年生のアンケート結果、今、高い回答率ということで御報告いただきましたが、その2番「学校には悩みごとや不安なことを相談できる先生がいる。」回答66%ということで、この数字に関してはセンター長はどのように評価されておりますか。

#### ○教育総合支援センター長

私としては、33%の生徒が不安を抱いている、自分の思いを伝えることに抵抗があるというふうにとらえております。この相談相手がなかなかいないということ、やはり減らしていくことがとても大切な役割だと考えております。以上です。

## ○櫻井委員

ありがとうございました。ちょっと意地悪な聞き方をしてしまって申し訳ありません。私も、ふだんの活動が福祉なもので、どうしてもこのできるが66%、できない30何%のほうに視点が行くものですから、センター長は果たしてどちらかなと思って、ちょっとこういう聞き方を選択しましたが、その同じ視点で、この後、対策をしていただけるということをお伺いして、とても安心しました。ありがとうございました。

## ○教育長

ありがとうございました。そのほかございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

## ○教育長

それでは質疑、御意見なしと認めます。これにて報告36の質疑、御意見を終結いたします。

以上で報告36の議事を終わります。

続いて報告第34号になります。委員の皆様にお知らせします。この後、議題となります報告第34号、教職員の退職の内申については、教員の人事に関する報告案件となります。議事を非公開とすることを発議したいと思えます。

お諮りいたします。報告第34号の議事については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定により、議事を非公開としたいと考えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

## ○教育長

御異議ございませんので、報告第34号の議事は非公開といたします。

傍聴者の皆様には、御退席をお願いいたします。

〔会議室閉鎖〕

## ○教育長

それでは、傍聴の皆様が御退席されました。

報告第34号、教職員の退職の内申についてを議題といたします。

本件についての説明を森田教育参事よろしく申し上げます。

(非公開のため説明・審議は省略)

## ○教育長

御異議なしと認めます。報告第34号は、報告のとおり承認することに決定をいたしました。

非公開とした件の議事が終了しましたので、会議の非公開を解除いたします。

〔会議室開鎖〕

## ○教育長

それでは、その他に入ります。

事務局から報告等をお願いいたします。

## ○教育総務課長補佐

事務局から2点ほど御報告させていただきます。まず1点目、令和2年第4回取手市議会定例会一般質問及び議決結果の報告についてになります。委員さんの御手元のほうに、右上に議会資料1と書いてある資料、議会資料2、議会資料3とまとめて置いてあるかと思えます。こちら、令和2年第4回取手市議会定例会の会期日程、議決結果、それから一般質問の通告事項一覧表になっております。こちらはお



持ち帰りいただいて、内容のほうを御確認いただきたいと思います。

2点目になります。1月の行事予定及び教育委員会定例会の日程についてになります。同じく委員さんの御手元のほうに、令和3年1月行事予定12月22日現在のものがお配りされているかと思えます。現時点での1月の教育委員会、文化芸術課関係の行事予定がまとめられております。こちらについてもお持ち帰りいただいて御確認いただきたいと思えます。

また、次回の教育委員会定例会、1月26日午前中を予定させていただいております。場所は、こちら301会議室になります。また改めて御通知のほうを文書で差し上げますので、日時等は御確認いただきたいと思えます。よろしく願いいたします。報告は以上になります。

#### ○教育長

以上で今定例会に付議された事件の審議は全て終了いたしました。

令和2年第11回教育委員会定例会を閉会といたします。お疲れさまでした。

午後0時11分閉会